

# もうすぐ1年生 今年の新1年生は180人

二月十三日と十七日の二日間、小須戸及び矢代田両小学校で、新入学児童の入学前健康診断が行われました。

日頃、わんぱくぶりを発揮しているイタズラっ子たちもこの日はかなりは神妙な顔をして、知能検査と健康診断を受けておりました。この子たちも四月からは一年生として、はつらつと登校することでしょう。

今年の新生一年生は  
小須戸小学校 一二〇名  
矢代田小学校 六〇名  
となっております。



上 ボク丈夫だよ!  
(健康診断の一コマ)

下 今日ばかりは神妙に!  
(知能テストで先生の説明を聞くよい子たち)

2月17日  
小須戸小学校で



二月十四日までの期限で募集いたしました。保育園、幼稚園児の応募状況は次のとおりですが、それぞれ欠員がありますから、定員に達するまで申し込みにより受け入れさせていただきます。

## 園児の応募状況

園児応募者数 ( )の数字は定員

施設名	小須戸保育園	矢代田保育園	横水保育園	小須戸幼稚園
2才児	(18) 11	(12) 10	(6) 5	/
3才児以上	(162) 149	(108) 105	(54) 32	/
5才児	/	/	/	(160) 156
計	(180) 160	(120) 115	(60) 37	(160) 156

町では、次の要領でパートタイマーを公募して、登録する制度があります。ご希望の方は期限までに役場行政課へ申し込みください。

【資格】  
年齢四十才以下の女性の中から公募して登録する。

【公募時期】  
三月十五日(月)までに履歴書添えて行政課まで提出

【勤務時間及び給与額】  
毎日六時間以内とし、一時三〇〇円の時間給。

【登録有効期間】  
翌年の三月末日まで

## パートタイマーの登録制についてお知らせ

次の日程で作業停電を実施しますので、ご不便をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。

三月十二日(金)  
九時~十二時  
竜玄の一部  
三月二十九日(月)  
八時三十分~十三時  
ウデコキ一、二丁目の各一部  
大川前一~六丁目

## 停電のお知らせ

## 死亡事故“0” 300日達成!!

当町における死亡事故「ゼロ」は、一月三十一日まで三〇〇日になりました。

これは、昨年四月六日に本町三丁目における、飛び出しの死亡事故以来のもので、このような成果があげられたのも、皆さん一人一人の交通安全に対する願いがこめられたたまものです。今後更に六〇〇日一〇〇〇日と町総ぐるみで死亡事故はもちろん、交通事故が皆無になるよう、みんなで協力いたしましょう。

このような成果があげられたのも、皆さん一人一人の交通安全に対する願いがこめられたたまものです。今後更に六〇〇日一〇〇〇日と町総ぐるみで死亡事故はもちろん、交通事故が皆無になるよう、みんなで協力いたしましょう。



## 固定資産課税台帳の縦覧期間を延期

例年固定資産課税台帳の縦覧につきましては、三月一日より三月二十日まで、縦覧いたしておりましたが、ご承知のとおり今国会に地方税法の改正案が提出されており、改正法案の成立等の事情により縦覧期間を四月九日より四月二十八日まで延期いたしますのでお知らせいたします。

## 恩給法の一部改正について

### 旧軍人に対する一時恩給条件緩和される

恩給法が一部改正になりましたので、その要点を掲載します。

◇旧軍人に対する一時恩給支給条件の緩和  
軍人として引継ぐ実在職年が三年以上七年未満で、下士官以上としての在職年が一年以上あることを条件として、一時恩給が支給されていたが、下士官としての在職年が六ヶ月以上あればよいことに緩和されました。

◇恩給年額の増額  
普通恩給、普通扶助料、公務扶助料、増加恩給、増加非公務扶助料、傷病年金、特別傷病恩給及び特別扶助料等の年額が、昭和四十八年度に比して二・三・八増額になりました。

◇普通恩給等の最低保障制度の改善  
①実在職年が十二年以上(准士官以上は十三年以上)ある者には次のとおり最低保障額が改善されました。  
(ア)普通恩給受給者で、年齢が六十五歳以上の者は三二一、六〇〇円、六十五歳未満の者は二四一、二〇〇円となりました。

②加算年を算入して恩給受給権の最短期に達し、年齢が六十五歳以上の者には次のとおり最低保障制度が新設されました。  
(ア)実在職年が九年以上ある者には、二四一、二〇〇円、実在職年が九年未満の者には一六〇、八〇〇円となりました。

③普通扶助料受給者で、妻子及び六十五歳以上の父母には一六〇、八〇〇円、六十五歳未満の父母には二〇〇、六〇〇円となりました。

④普通恩給に併給されている傷病年金等の減額率の緩和  
昭和四十八年度までは傷病年金を二五%減額することとされていたが十五%に緩和されました。

※詳細は役場町民生活課福祉係へ

## 住民税の申告は三月十五日までです

住民税の申告時期がきました。ご自身で五十年中(一月より十二月まで)の所得を計算し、適正な申告をしてください。なお記入の際は説明書をよく読んで三月十五日までに必ず提出してください。

一、住民税の申告義務者  
昭和五十一年一月一日現在小須戸町に住所を有し、左記に該当する人。  
①昭和五十年中に営業、農業、地代、家賃等の収入があつて、昭和五十年分の所得税の確定申告をしない人  
②給与所得者で二ヶ所以上からの給与所得があり昭和五十年分の所得税の確定申告をしない人  
③生命保険料等の支払証明書の提出が必要書類  
④医療費控除や雑損控除を受ける方は医師等の受領書又は被害の明細書  
⑤印鑑

二、申告に必要な書類  
①給与所得者で二ヶ所以上からの給与所得があり昭和五十年分の所得税の確定申告をしない人  
②生命保険料等の支払証明書  
③医療費控除や雑損控除を受ける方は医師等の受領書又は被害の明細書  
④印鑑

この申告書は住民税や国保料等を計算する際の基礎資料となるばかりでなく、いろいろ

## 救急車の正しい利用

### 119番で出動です

最近、一部で救急車がタクシー代わりに利用されたり、逆に利用方法がわからなかったために、時期を失って大事になるなど、救急車の正しい利用方法が案外知られていないようです。そこで「救急車の正しい利用」について、述べてみます。

救急車は  
こんなときに  
①災害による事故  
地震、火災、水害、そのほかの災害により負傷したとき  
②屋外の事故  
交通事故、工事現場での労災事故、運動競技などで負傷したり急病になったとき  
③公衆の出入りする場所での事故  
興行場、学校、百貨店、駅などで負傷したり急病になったとき。

◇家庭内での事故  
屋内での負傷  
および薬物中毒  
ガス中毒、やけど、異常分娩などの急病で、ほかに運ぶ手段がないとき。

呼ぶときは  
「一一九番」へ  
次のことを正しく知らせてください。  
①所在、目標  
②どんな事故か  
③どんな状態か

④傷病者は何人か  
以上のような点を簡単にしかもはつきりと伝えるよう心がけ、効率的に救急車を利用するようにしましょう。

火災の通報も  
早く、確実に  
一一九番へ  
(消防署)



救急車は、最近一部で救急車がタクシー代わり利用されたり、逆に利用方法がわからなかったために、時期を失って大事になるなど、救急車の正しい利用方法が案外知られていないようです。そこで「救急車の正しい利用」について、述べてみます。

救急車はこんなときに  
①災害による事故  
地震、火災、水害、そのほかの災害により負傷したとき  
②屋外の事故  
交通事故、工事現場での労災事故、運動競技などで負傷したり急病になったとき  
③公衆の出入りする場所での事故  
興行場、学校、百貨店、駅などで負傷したり急病になったとき。

◇家庭内での事故  
屋内での負傷  
および薬物中毒  
ガス中毒、やけど、異常分娩などの急病で、ほかに運ぶ手段がないとき。

呼ぶときは  
「一一九番」へ  
次のことを正しく知らせてください。  
①所在、目標  
②どんな事故か  
③どんな状態か

④傷病者は何人か  
以上のような点を簡単にしかもはつきりと伝えるよう心がけ、効率的に救急車を利用するようにしましょう。

火災の通報も  
早く、確実に  
一一九番へ  
(消防署)